

## 第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画における中間年の見直し方針案

### 1 はじめに

#### (1) 第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画について

本市では、待機児童の解消に取り組むとともに、子どもを生子、子育てする喜びが実感できるまちを実現し、子育て・子育てを地域全体で支援していくことを目指して、『第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画(以下「事業計画」という。)]を令和2年3月に策定しました。

- ①位置付け： 子ども・子育て支援法第61条の規定による「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、国が定める基本指針等に即し、保育サービスや各種の子育て支援事業等の推進について定めるとともに、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」と一体的に策定するものです。

また、事業計画は、八千代市総合計画を上位計画として、児童福祉に関連する分野の部門別計画として位置づけ、関連計画等と整合・連携を図ります。

- ②計画期間： 令和2年度から令和6年度まで(5年間)

- ③基本理念： ～すべての子どもが健やかに育ち、

誰もが子育てしたいと思うまち やちよ～

#### (2) 子ども・子育て会議と事業計画について

子ども・子育て支援法第61条第7項の規定により、事業計画を策定又は変更しようとするときは、八千代市子ども・子育て会議に意見を聴くこととされています。

今回は、事業計画の変更に当たり、本会議に意見を聴くものです。

---

## 2 中間年の見直しについて

---

### (1) 見直しの考え方

事業計画は、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年度内閣府告示第159号）」において、教育・保育等の量の見込みと利用の認定実績に大きく乖離がある場合や待機児童が見込まれる場合には、計画期間（令和2年度～令和6年度）の中間年（令和4年度）を目安として、事業計画を見直すこととされています。

本市では、既に待機児童が生じており、今後も見込まれることから、先般、国から示されました『第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（以下「見直しの考え方」という。）』に基づき、事業計画の見直しを行うものです。

### (2) 「子どもの人口推計」に係る見直し

#### ① 見直しの要否の検討

令和2年度から令和4年度までの住民基本台帳における実績と子どもの人口推計を比較したところ、市全域では大きな差異は見られなかったものの、地域別において差が見られました。

このことから、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」に係る量の見込み及び確保方策への影響が考えられるため、見直しを行うものとします。

#### ② 推計方法

事業計画の策定時と同様、5年間（平成30年3月31日現在から令和4年同日まで）の住民基本台帳を基とした「コーホート変化率法」により、子どもの人口推計を行うものとします。

### (3) 「教育・保育」に係る見直し

#### ① 見直しの要否の検討

次の場合には、支給認定区分ごとに令和5年度及び令和6年度の量の見込みを見直すものとします。

ア. 「支給認定区分ごとの実績値」÷「量の見込み」が、90%以下または110%以上の乖離がある。

※実績値は、令和3年4月1日時点とする。

※1号認定を受けずに未移行園を利用する子どもの数を含める。

※1号及び2号(幼稚園の利用を希望する者)の実績値を区別して算定しない。

イ. 上記に該当しない場合でも、引き続き受け皿整備をしなければ、待機児童が見込まれる。

## ② 量の見込みの補正

見直しの考え方において、次のとおり算定式等が示されています。

なお、下記算定式によるものほか、過去の実績値によるトレンドや政策動向、地域の実情等を踏まえつつ、保育の受け皿整備の進捗による潜在需要の喚起や女性就業率の上昇などに留意するものとします。

「見直し後の量の見込み」＝「支給認定割合(注1)」×「推計児童数(注2)」

**注1** (認定子どもの実績＋認定事由に基づく補正值) ÷ 3歳以上の小学校就学前(3号認定は3歳未満)の子どもの数

○使用する数値は、令和3年4月1日時点とする。

○認定事由に基づく補正值の考え方は、次のとおりとする。

[1号認定] 女性の就業増加によって幼稚園を利用していた層が保育所を希望する場合に留意し、地域の実情を踏まえて補正する。

[2号、3号認定] 乖離の原因が単に児童数の増加ではなく、就労、求職活動及び育児休業であるときに補正する。

[3号認定] 女性の就業率が上昇している場合には、女性の就業率と1・2歳児の利用率が正の関係であることを基に補正する。

**注2** 今回見直す「子どもの人口推計」を使用する。

## ③ 確保方策の見直し

「量の見込み」を補正した場合、事業計画で定めた「受け皿の確保に関する方針」に基づき、確保方策の見直しを行うものとします。

なお、見直し後の量の見込みに対し、確保方策が上回っている場合には、原則として確保方策の見直しを行わないものとします。

## (4) 「地域子ども・子育て支援事業」に係る見直し

### ① 見直しの要否の検討

次の場合には、令和5年度及び令和6年度の量の見込みを見直すものとし  
ます。

なお、各事業の実施状況等を鑑みて、十分に提供体制が確保できている場合  
や、量の見込みの見直しが、確保方策の見直しに影響を与えない場合には、見  
直しを行わないものとします。

#### ア. 【放課後児童健全育成事業(学童保育)】

利用の申し込みや待機児童の実績値の分析に加え、地域の実態に応じ、保育所や  
大規模マンションの新設など、今後の見込量を大きく変動させる要因を踏まえる。

#### イ. 【その他の事業】

事業の実施状況や利用状況に照らし、必要に応じて見直す。

### ② 量の見込みの補正

#### 【放課後児童健全育成事業（学童保育）】

「学童利用申請率」×「推計人口」＝「見直し後の量の見込み」

- 学童利用申請率は、原則として、令和元年度から令和3年度までの人口に対する申請数  
の実績の平均値とする。
- 保育所や大規模マンションの新設など、今後の見込量を大きく変動させる要因を踏まえるも  
のとする。

#### 【その他の事業】

事業の実施状況や利用状況を比較します。

- 各事業における「計画値」と「実績値」を比較する。
- 大きな乖離が見られる場合や提供体制が十分に確保できないことが想定される場合は、必  
要に応じて補正する。
- 補正に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響に十分留意する。

### ③ 確保方策の見直し

#### 【放課後児童健全育成事業（学童保育）】

「量の見込み」を補正した場合、事業計画で定めた「受け皿の確保に関する  
方針」に基づき、確保方策の見直しを行うものとします。

なお、見直し後の量の見込みに対し、確保方策が上回っている場合には、原

則として確保方策の見直しを行わないものとします。

【その他の事業】

確保方策は、見直し後の量の見込みと等しい数値とします。

(5) 今後のスケジュール

令和4年8月【本日】	第1回会議「事業計画の中間年見直し方針案」について 中間年見直し方針決定
8月～	方針に基づく「量の見込みの算定」及び「確保方策の検討」
10月頃～	事業計画の見直し作業
令和5年1月頃	第2回会議「中間見直しに係る事業計画案」の報告
3月	中間見直しに係る事業計画の決定及び公表